

# 経営・税務相談 Q&A

no.369

掲載情報は5月27日時点のものです。最新の情報は各窓口およびホームページをご確認ください。

## 新型コロナウイルスに対する助成金・給付金や融資制度について

### ◆雇用調整助成金

問1 雇用調整助成金は、従業員を休ませれば助成の対象になるのか。

答1 雇用調整助成金は、事業主都合で従業員を休ませ、休業手当を支払っている事業者向けに助成をするという制度ですので、休ませるだけでは対象になりません。新型コロナウイルスの影響等、通常の事業を継続して行うことが難しく、従業員の雇用が難しくなってしまった場合に雇用を維持するための特例措置です。

問2 雇用調整助成金の申請を検討していたのが、簡素化されたといっても書類が非常に多く、わかりづらい。報道で支給件数も相談件数に対して非常に少ないと聞いているが、何とか助成を受けた。

答2 そのような問い合わせが歯科医療機関に限らず全業種から寄せられていたようです。それを受け厚労省は、申請の複雑化を解消すべく、二十人以下の小規模事業者は専用マニュアルを作成し、申請書類のさらなる削減を行いました。オンライン申請の受付は現在中止されています。また、

更なる拡充措置として、書類の簡素化や助成金の上限額の拡充と、休業手当を受けることができない労働者向けの助成制度も検討されているので、以前より手続きの複雑さが解消されることが予想されます。詳細は厚労省ホームページにてご確認ください。

問3 雇用調整助成金は雇用保険に入っていないと対象にならないのか。

答3 今回の新型コロナウイルスの影響による特例措置で、雇用保険に加入していないパートやアルバイトの方も対象となりました。こちらは「緊急雇用安定助成金」という名称です。ただし、雇用保険適用事業所の届出をしていない場合は対象となりません。加えて、本来雇用保険に加入しなければならぬ従業員に加入しなくてはならない場合も対象となります。そこらへん「緊急雇用安定助成金」という名称です。ただし、雇用保険適用事業所の届出をしていない場合は対象となりません。加えて、本来雇用保険に加入しなければならぬ従業員に加入しなくてはならない場合も対象となります。

問4 四月の事業収入が前年同月比三〇%しか減少していません。保険診療収入は入金が一カ月後になってしまいが、その後でなければ申請できないのか。

答2 申請できますが、その月の事業収入に関して、確定申告の計上方法によつて異なります。「発生主義」という考え方は、実際の金銭の動きに関わらず、診療が終了した時点で費用と収益を計上するものです。「現金主義」という考え方は、入金があったものに対して費用と収益を計上するものです。「発生主義」の考え方で確定申告をしている場合は、保険点数を現金換算すれば作成できます。実際に申請をされる前に、顧問税理士や経理担当者にご確認ください。

問3 申請は、オンライン(電子申請)でしかできないのだろうか。

答3 基本的には電子申請を前提としているようですが、難しい場合は、申請サポート会場で手続きを受け付けています。事前予約制になっていきますので、最寄りの会場を持続化給付金専用ホームページからご確認ください。予約をしてください。

### ◆持続化給付金

問1 持続化給付金は歯科医療機関も対象となるのか。

答1 対象となります。医療法人も対象です。

問4 四月の事業収入が前年同月比三〇%しか減少していません。保険診療収入は入金が一カ月後になってしまいが、その後でなければ申請できないのか。

答4 減収の対象は二〇二〇年一月から同年十二月までです。その間に前年同月比五〇%の減収があれば申請できます。申請期間の締切は、二〇二一年一月十五日までとされていますので、その期間内に申請してください。四月で五〇%の減収がない場合でも対象となる可能性があるため、前年の売り上げを確認し、早め申請したほうがいいでしょう。

問1 どの融資を利用すればいいのかよくわからないが、どういった基準で考えればいいのか。

答1 先生の既存の借入先などを総合的に勘案してください。例えば、借入れが全くない状態であれば、医療・福祉事業者向けで、無利子の期間が長く、金利も低い独立行政法人福祉医療機構の融資制度が第一選択になる可能性が高いです。

## 新型コロナウイルス感染症 助成金・給付金、融資制度

東京歯科保険医協会作成 (5月27日)

いですが、保証人を設定するか否かで金利が変わる

め、そういった観点から断定的な判断はできません。また、既存の借入れに国民政策金融公庫や信用保証協会付きの融資があれば、一本化して金利を引き下げることなどの手続きも可能であるため、メリットが生じます。まずは、自身が今どのような借入れをされているかをご確認いただき、新型コロナウイルス関連の融資制度についての条件面も比較したうえで、どの金融機関から融資を受けるかを検討してください。

当会ウェブサイトにある「新型コロナウイルス感染症に対するQ&A」と「支援策フローチャート」もぜひご参考にしてください。協会HP▶

### 休業手当の支払いに活用

#### 雇用調整助成金 (緊急雇用安定助成金)

制度概要：従業員の休業手当を支払った事業主に対しての助成金

対象要件：

- (1) 生産指標が前年同月比5%以上減少していること
- (2) 60%以上の休業手当を支払っていること等

助成額：一日一人当たり最大 8,330円 (2020年5月21日現在)

申請期間：8月30日まで (6月30日までの休業が対象)

申請書類：

- ① 支給申請書類
- ② 比較した月の売上などがわかる書類 (売上簿、レジの月次集計、収入簿など)
- ③ 休業させた日や時間がわかる書類 (タイムカード、出勤簿、シフト表など)
- ④ 休業手当や賃金の額がわかる書類 (給与明細の写しや控え、賃金台帳など)
- ⑤ (役員等がいる場合) 役員名簿 (性別・生年月日が入っているもの)

※20名を超える事業所の場合は6月30日までに休業計画届等提出が必要

申請窓口：所管の労働局・公共職業安定所 (ハローワーク)

問合せ先：0120-60-3999 (コールセンター)

※制度内容詳細に関しては厚労省 HP でご確認ください

### 事業継続のために活用

#### 持続化給付金

制度概要：事業を継続する意思のある事業者に対する給付金

対象要件：

申請をする月の前月以前 (2020年1月~12月) の前年同月比の売り上げ等が50%以上減少していること

給付額：個人事業者は最大100万円  
中小事業者は最大200万円

申請方法：電子申請。電子申請が難しい場合は申請サポート会場にて手続き  
※要予約

申請書類：

- ① 確定申告書類
- ② 2020年分の対象とする月 (対象月) の売上台帳等
- ③ 通帳の写し
- ④ 本人確認書の写し

※個人事業者の場合

申請窓口：中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業

問合せ先：0120-115-570 (コールセンター)

※制度内容詳細に関しては専用 HP でご確認ください

### 医療・福祉事業者専用

#### 独立行政法人 福祉医療機構

対象者：新型コロナウイルスにより事業停止や売上高等の減少が生じている事業者

借入額：最大4,000万円

※小規模事業者の場合

返済金利：6年目までは無利子

(保証人を設定しない場合は金利+0.15%)、6年目以降は0.2%。

返済期間：最大15年 (据置期間は5年まで)

問合せ先：03-3438-9940、9934

要件など詳細はHPで確認ください

### 原則保証人不要

#### 日本政策金融公庫 (国民事業)

対象者：新型コロナウイルスの影響により売上高等の減少が生じている事業者

借入額：最大6,000万円

利子補給対象は3,000万円まで

返済金利：4年目までは0.46% (3,000万円まで)、4年目以降は1.36%

返済期間：15年 (運転資金)、20年 (設備資金)

据置期間は5年まで、利子補給は当初3年間

問合せ先：0120-154-505

要件など詳細はHPで確認ください

### 信用保証協会付

#### セーフティネット・危機関連保証

対象者：新型コロナウイルスの影響により売上高等の減少が生じている事業者

借入額：最大2億8千万円

利子・保証料減免対象は3,000万円まで

返済金利：各信用保証協会融資制度による

返済期間：各信用保証協会融資制度による

保証料免除は、全期間。利子補給は当初3年間

問合せ先：各民間金融機関、東京信用保証協会

要件など詳細は経産省HPで確認ください